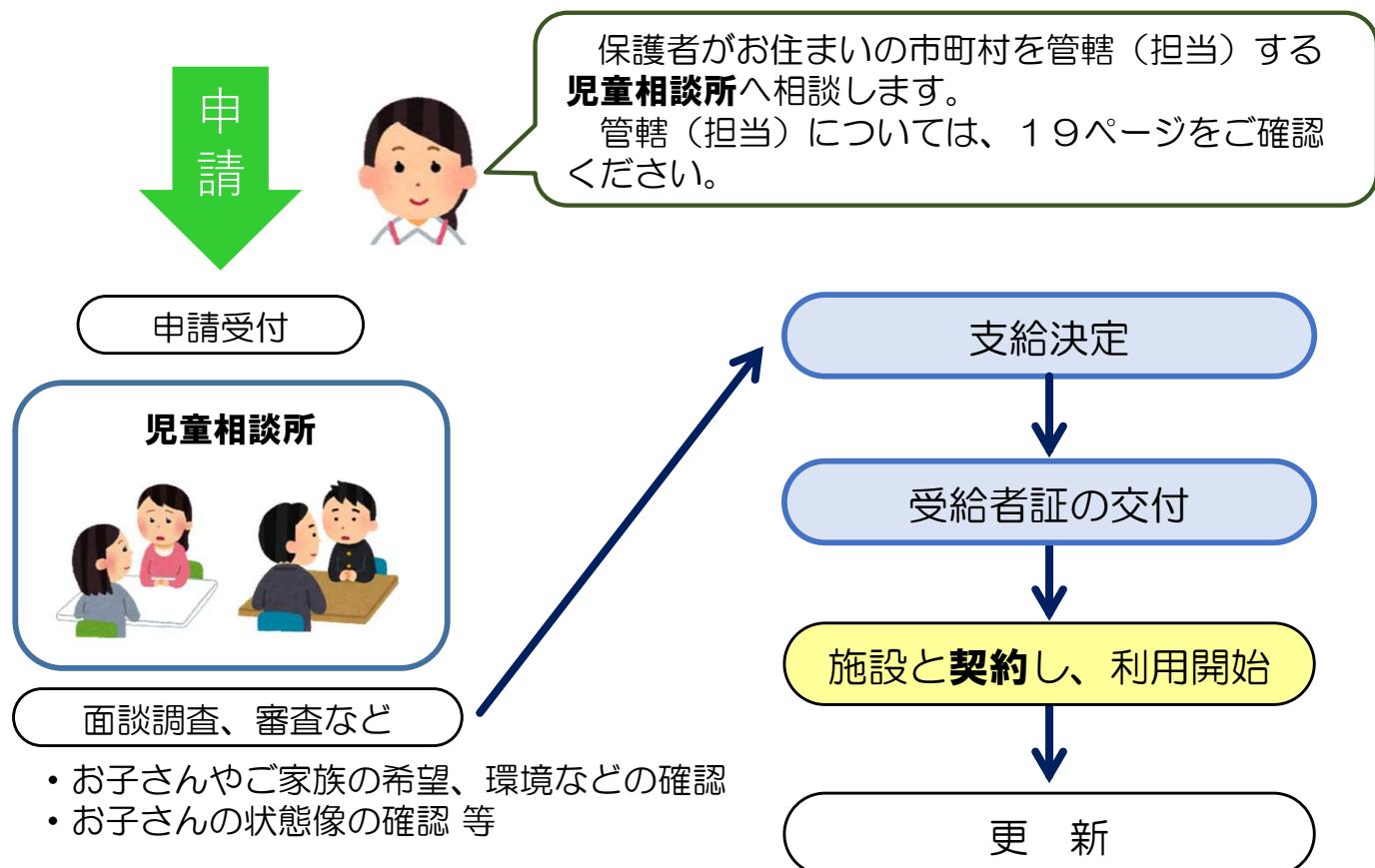


申請から利用までの手続きの流れ②(障害児入所施設への入所を希望する場合)



《参考：岡山県内の障害児入所施設》

種別	名称	住所	電話番号
福祉型	旭川学園	岡山市北区祇園866	086-275-4647
	ももぞの学園	岡山市北区栗井2789	086-299-0622
	津山ひかり学園ひかりの風	津山市川崎1508	0868-26-1091
医療型	旭川療育園	岡山市北区祇園866	086-275-1881
	旭川児童院	岡山市北区祇園866	086-275-1951
	国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島4066	086-482-1121

保護者の費用負担は？

月ごとの利用者負担には上限があります

利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用した支援の量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得を判断する際の世帯の範囲

保護者の属する住民基本台帳の世帯

《負担上限月額の区分》

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円※1未満)	通所支援等※2の場合
		入所施設利用の場合
一般2	上記以外	37,200円

※1 収入が概ね年間890万円以下の世帯が対象となります。

※2 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅介護、短期入所等

《注》別途、食費等が必要になる場合があります。

上記は利用者負担について、おおまかな説明になります。

詳しくは、利用したい支援等が具体的になる中で、市町村障害児福祉窓口にてご確認ください。

※ なお、2019年10月より以下の対象施設で、就学前の障害児の発達支援にかかる利用者負担が無償化されています。詳しくはこども家庭庁ホームページ等でご確認ください。

【対象期間】

満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学まで

【対象事業所】

- ・児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

《18歳以上の方が利用できる障害福祉サービスを利用した場合》

15歳以上のお子さんが18歳以上の方が利用できる障害福祉サービス（施設入所支援、療養介護を除く）を利用した場合（P4参照）の所得を判断する際の世帯の範囲は、「**お子さんご本人とその配偶者**」になります。